

京都市告示第 741 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、令和 5 年度京都市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 29 条の規定に基づき、告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

令和 5 年度京都市一般廃棄物処理実施計画

京都市環境政策局

令 和 5 年 3 月

目次

第1章 一般廃棄物の処理量の見込み	1
1 ごみ	1
2 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体等	1
3 し尿及び浄化槽汚泥	1
第2章 一般廃棄物の処理主体	1
1 ごみ	1
2 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体等	1
3 し尿及び浄化槽汚泥	1
第3章 ごみの減量等計画	2
1 くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ	2
(1) 市民・事業者・行政の協働による2Rの促進	2
(2) 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現	3
(3) 徹底した使い捨てプラスチックの削減	4
(4) 観光（おもてなし）とごみ対策の調和	5
(5) 再生可能資源等の利活用の促進による化石資源からの脱却	5
2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進	5
(1) 市民・事業者・行政の協働による分別・リサイクルの促進	5
(2) 食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスのリサイクルの促進	7
(3) 徹底したプラスチックの資源循環	8
(4) イノベーションの促進	8
3 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築	8
(1) 廃棄物処理体制の更なる強靱化に向けた適正処理の推進	8
(2) 強靱な災害廃棄物処理体制の構築	9
(3) 高齢者に対するごみ出し支援等の促進	9
第4章 処理計画	10
1 ごみ	10
(1) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量	10
(2) 収集・運搬計画	11

(3) 中間処理計画	17
(4) 最終処分計画	20
2 犬、猫等の死体	21
(1) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量	21
(2) 収集・運搬の概要	21
(3) 中間処理施設の概要	21
3 し尿及び浄化槽汚泥	22
(1) 収集・運搬及び処理計画量	22
(2) 収集・運搬の概要	22
(3) 前処理施設の概要	22

【語句の定義】

本計画において使用する用語は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

● 市受入ごみ

● 家庭ごみ

家庭での日常生活から排出され、市が収集する燃やすごみ及び資源ごみ等のごみ（一部のマンション等のごみは、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集）

● 燃やすごみ

下記の資源ごみと大型ごみを除くごみ（家庭から出る生ごみや資源化できない紙くず等）

● 資源ごみ

市が定期的に収集する資源ごみ（プラスチック類（家庭から排出されるプラスチック製品（100%プラスチック素材を使用したもの又は大部分がプラスチック素材であるもの）及びプラスチック製容器包装）、缶・びん・ペットボトルなど）、拠点で回収する資源ごみ（蛍光管、乾電池、使用済てんぷら油など）

● 大型ごみ

家具や寝具、電気器具（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）などの大型のごみ

● 不法投棄ごみ等

不法投棄ごみ及び都市美化ごみ（街頭ごみ容器に排出されるごみ、道路・河川・公園の清掃により生じたごみ等）

● 事業ごみ

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くごみ

※ 市の処理施設で処理されているもののほか、せん定枝、木くず、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、民間の再資源化施設でも自主的にリサイクルされている。

● 業者収集ごみ

一般廃棄物収集運搬業許可業者によって許可車両で収集され、市の処理施設に運搬されるごみ

● 持込ごみ

事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者が許可車両以外でクリーンセンターに直接持ち込むごみ（市民が直接持ち込むごみも含む。）

第1章 一般廃棄物の処理量の見込み

1 ごみ

378, 700 t／年

備考 集団回収等、直接資源化分は含まない。

2 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体等

(犬、猫等) 7, 500 体／年

(実験用動物等) 48.4 t／年

3 し尿及び浄化槽汚泥

13, 570 kℓ／年

第2章 一般廃棄物の処理主体

1 ごみ

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市、許可業者等	市、許可業者等	市
事業ごみ	許可業者、排出者等	市、許可業者等	市

備考 家庭ごみの収集・運搬については、排出者の意向により一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が行う、又は排出者が行う、又は資源化可能な紙ごみの回収業者が行うことがある。また、中間処理についても民間施設で行うことがある。事業ごみの収集・運搬については、災害等、やむを得ない場合は、市が行うことがある。

2 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体等

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
犬、猫等の死体	市	市	市
実験用動物の死体等	許可業者	許可業者	許可業者等

3 し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集・運搬	処理
し尿	市	市
浄化槽汚泥	許可業者	市

第3章 ごみの減量等計画

1 くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ

(1) 市民・事業者・行政の協働による2Rの促進

ア 「しまつのこころ条例」

- ・ 2Rの取組に関して市民に対する努力義務、事業者等に対する実施義務及び努力義務を設定し、取組の浸透を図るとともに、一定規模以上の事業者等には報告義務を課すことにより、取組の実施状況を把握する。

イ 家庭ごみ有料指定袋制

- ・ 家庭ごみのうち燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック類について、有料指定袋制を実施する。また、全種類の有料指定袋にバイオマスポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用する。

ウ 家具・家電等のリユースの促進等

- ・ リユースサービス提供事業者と連携し、大型ごみや持込ごみのインターネット事前申込（令和5年10月1日から開始）時など、ごみの排出を検討している市民に対し、リユースへの誘導を図る。
- ・ 廃棄される家具・家電等の削減を目指し、サブスクリプションサービスの普及を促進する。

エ 環境教育（次世代の担い手の育成）・普及啓発等

- ・ 食品ロス、紙ごみ、使い捨てプラスチックの削減をはじめとしたごみ減量やリニューアブルの考え方等に関する地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を市内各所で開催し、市民の理解と実践を繰り返し呼び掛けていく。
- ・ 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」を行う。
- ・ 「さすてな京都」などで、ごみ減量のほか、生物多様性や再生可能エネルギーなどの幅広い分野を対象として、ライフステージに応じた学習プログラムを提供する。
- ・ 観光面でのごみ減量の取組の一つとして、修学旅行生が環境に配慮した活動に取り組む「京都エコ修学旅行」を推進する。
- ・ ごみ問題、地球温暖化など様々な環境問題について幅広く学べる環境副読本を小中学生に配布し、授業で活用するとともに、全市立小学校4年生に対し、食品ロスに関する啓発物を配布する。

オ 優良事業所の認定及び表彰制度

- ・ 市内の全事業者の中から、2Rやごみの分別・リサイクル活動に積極的に取り組む優良事業所を認定し、その中で特に優れた取組を行う事業所を表彰するとともにホームページ等の本市広報媒体で取組内容を紹介する。

カ イベント等における2Rの推進

- ・ ごみ減量に取り組むエコイベント等の拡大に向けた取組を推進する。
- ・ リユース食器の更なる利用拡大に向けた取組を推進する。
- ・ 主催者等と連携した2Rの取組等を推進する。

キ 市役所による率先垂範

- ・ 本市の業務や開催するイベント等において紙や使い捨てプラスチックなどの2Rを徹底する。
- ・ 物品等の使用において、環境への負荷の少ない物品等を率先して調達する。特に、啓発物品においては、使い捨てプラスチック製品の削減に努める。

ク ごみ減量・リサイクルを推進する活動の支援

- ・ 地域団体等のごみ減量に係る活動を支援する。

(2) 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現

- ・ 食材を使い切る「使い切り」、食べ残しをしない「食べ切り」、ごみとして出す前に水を切る「水切り」の3つの「切り」に関する市民意識の向上を図るための啓発運動の更なる推進を図る。
- ・ 宴会等での食べ残しを減らすため、開始後30分と終了前10分は自分の席にて料理を楽しむ30・10（サーティ・テン）運動の周知等を実施する。
- ・ 消費者、事業者の相互理解による食品ロス削減の取組を推進するため、賞味・消費期限の近いものから購入する「てまえどり」を呼び掛け、市民・事業者の意識啓発、行動の変革につなげていく。
- ・ 株式会社 Mizkan Holdings と協働で市内で発生する食品ロスの削減を目指し、市民の意識啓発や行動の変革のための取組を実施する。
- ・ 店舗や家庭での食品ロスや生ごみの削減につながる取組を実施する飲食店、宿泊施設、食品小売店を認定する「食べ残しぜロ推進店舗」の拡大を図るとともに、10月の「食品ロス削減月間」には事業者と連携したキャンペーンを実施する等、食品ロス削減に向けた機運の醸成や実践の輪づくりを推進す

る。

- ・ 食品の販売期限の延長の取組（賞味期限又は消費期限の直前まで販売することで食品ロスを削減する取組）を、食品スーパー等との連携による啓発を通じて、事業者及び消費者への浸透を図る。
- ・ 食品ロス削減に取り組む事業者同士をつなぐ取組として、本市のホームページ内に、食品ロス削減に取り組むパートナーを求めている事業者・団体等を掲載し、食べ残しぜロ推進店舗等とのマッチングを促す等、事業者、団体同士が連携しやすい場づくりを推進する。
- ・ 食品スーパー等の事業者と連携し、家庭での食品の適切な保存や使い切りの知恵を市民に情報発信する等、市民・事業者の相互理解による食品ロス削減の取組を実施する。
- ・ 家庭や企業等から寄付された食品を福祉施設等に無償提供する団体の取組を支援する。

(3) 徹底した使い捨てプラスチックの削減

- ・ 更なるレジ袋の削減に向け、市民への理解の向上及び事業者と連携した取組を図る。
- ・ 特定プラスチック使用製品（スプーンや歯ブラシ等12品目）について、市民や事業者に対する周知・啓発を行い、削減につなげていく。
- ・ マイボトル対応の店舗について、引き続き本市が推奨店として認定、登録し、公表する。また、推奨店等の位置情報を記載したマップを本市ホームページ等で情報発信し、市民や観光客に向けた普及啓発を推進する。
- ・ ペットボトルをはじめとするプラスチック製の使い捨て飲料容器の削減を図るとともに、マイボトルの更なる利用促進のため、本市施設に水道直結式の給水機を「給水スポット」として設置し、マイボトル推奨店とともに情報発信する。また、地域におけるイベントにおいても水道直結式の給水機を設置することにより、ペットボトル等のプラスチック製の使い捨て飲料容器の削減を目指す。
- ・ 河川水中のマイクロプラスチック等の調査結果を、プラスチック削減の必要性の発信やまちの美化の取組に活用していく。

(4) 観光（おもてなし）とごみ対策の調和

- ・ 条例に基づく観光関連事業者の 2R の取組（簡易包装のお土産、2R型の食事・宿泊サービスの提供等）について、事業者報告制度等を通じて事業者への浸透を図る。
- ・ 観光面でのごみ減量の取組の一つとして、修学旅行生が環境に配慮した活動に取り組む「京都エコ修学旅行」を推進する。（再掲）
- ・ 「食べ残しぜロ推進店舗」（飲食店・宿泊施設、食品小売店）の拡大を図る。（再掲）
- ・ ポイ捨て禁止等のマナー啓発に取り組むとともに、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（以下「美化推進条例」という。）で定めた美化推進強化区域を中心に、街頭ごみ容器を設置し、ごみの散乱防止に取り組む。

(5) 再生可能資源等の利活用の促進による化石資源からの脱却

- ・ 事業者における、バイオマスプラスチック等のリニューアブル容器包装・製品等の調達または容器包装・製品等のリニューアブル化等に関する取組状況の把握結果を基に、様々な媒体を通じて、事例、情報等を事業者及び市民へ広く発信する。
- ・ 食品ロス、紙ごみ、使い捨てプラスチックの削減をはじめとしたごみ減量やリニューアブルの考え方等に関する地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を市内各所で開催し、市民の理解と実践を繰り返し呼び掛けいく。（再掲）
- ・ 家庭ごみの有料指定袋にバイオマスピリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用する。（再掲）

2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進

(1) 市民・事業者・行政の協働による分別・リサイクルの促進

ア 分別方法（11ページ 第4章1(2)ウ 参照）の周知啓発

- ・ 条例に基づく分別義務の徹底に関する周知啓発等の取組を推進するとともに、分別義務対象外の品目についても、分別を促進するための周知啓発を行う。
- ・ 資源物回収拠点（15ページ 第4章1(2)ウ(ア)b 参照）の拡充・定着化を図る。

- ・ 許可業者が家庭ごみを収集するマンション等について、管理者等を通じて、本計画に基づく排出方法を居住者に周知啓発する。
- ・ 事業ごみの分別方法等について排出事業者に対する啓発を実施するとともに、不適物の搬入を防止するため、クリーンセンターにおける搬入物検査を実施する。また、大規模事業所及び一定規模の食品関連事業者に対しては、環境共生センター等によるきめ細かな指導啓発を行う。
- ・ 小型家電の更なる回収促進に向け、使用済小型家電から回収したリサイクル金を京都マラソンの優勝メダルや祇園祭山鉾の金工品等に活用することにより、資源リサイクルの「見える化」を行い、市民の分別・リサイクル意識の向上を図る。

イ 市民・事業者の自主的な分別・リサイクルを促進する取組

(ア) コミュニティ回収

- ・ 古紙、雑がみ、古着類及び缶・びん等について、町内会等の地域コミュニティが主体となって多様な資源の回収を行うコミュニティ回収を推進する。

(イ) 古紙回収業者による回収

- ・ 古紙・雑がみについて、分別・リサイクル徹底推進に関する取組宣言をしていただいた古紙回収業者による回収の促進を図る。

(ウ) 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援

- ・ 地域で落ち葉等の堆肥化活動を行う住民団体に対し、活動経費を助成する。

(エ) 使用済てんぷら油の回収の活動支援

- ・ 地域で使用済てんぷら油の回収活動を行う団体等に対し、活動経費を助成する。

(オ) 店頭回収

- ・ 牛乳パックやトレー等の容器包装等について、条例において小売業者に対して努力義務としている店頭回収が促進されるよう、その普及啓発を行うとともに、衣料品の自主回収を行う店舗を推奨店として認定、登録、情報発信する。

(カ) 小売業者・製造者等による回収

a 特定家庭用機器廃棄物

- ・ 「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）の

対象である家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき、適正にリサイクル（販売店による収集・運搬、製造業者等による再資源化等）されるよう、その周知啓発活動を実施する。

b パソコン

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）の対象であるパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、適正にリサイクル（製造業者等による自主回収及び再資源化等）されるよう、その周知啓発を行う。

c 小型家電

- ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象である使用済小型電子機器等（小型家電）については、適正なリサイクル（認定事業者による回収及び再資源化等）が促進されるよう、本市の拠点回収だけでなく、認定事業者による直接回収を促進させるとともに、その普及啓発を行う。

d その他、本市が収集しないごみ（16ページ 第4章1(2)エ 参照）

- ・販売店や製造業者等によって適正に回収・処理されるよう、その周知啓発活動を実施する。

ウ ごみの散乱・不法投棄防止対策

- ・不法投棄頻発地域を中心にパトロールを実施するとともに、啓発看板の設置や不法投棄監視カメラ等の貸与により、不法投棄撲滅に向けた取組を推進する。
- ・美化推進条例に基づき、屋外における自動販売機設置に伴う飲料容器の回収容器の設置を徹底する。

(2) 食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスのリサイクルの促進

ア 家庭ごみ

- ・地域で落ち葉等の堆肥化活動を行う住民団体に対し、活動経費を助成する。（再掲）
- ・地域で使用済てんぷら油の回収活動を行う団体等に対し、活動経費を助成する。（再掲）

- ・ 南部クリーンセンターのバイオガス化施設で生ごみ等からバイオガスを回収し、発電する。

イ 事業ごみ

- ・ ごみ搬入手数料の改定に係る周知啓発を徹底するとともに、魚アラ、せん定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なバイオマスについて、民間施設における再資源化の促進を図る。
- ・ 小学校給食から出る生ごみの飼料化を民間施設で実施する。

ウ 家庭ごみ・事業ごみ共通

- ・ 民間事業者や大学・研究機関などと連携し、生分解性の袋を用いた生ごみの分別回収を行い、京北地域のバイオガス化施設で処理し、生成した液肥を地域に還元する地域循環型モデル事業を実施する。

(3) 徹底したプラスチックの資源循環

- ・ ペットボトルからペットボトルへの完全循環型のリサイクルの促進に向け、資源ごみとして収集したペットボトルの全量をケミカルリサイクルにより再びペットボトルとして再生利用する。
- ・ 小売事業者や収集運搬事業者、リサイクル事業者等の民間と連携し、ペットボトルを高品質かつ効率的に回収できる体制の構築を進めていく。
- ・ プラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック類の分別回収を開始するとともに、分別の徹底に向けた周知啓発等の取組を進める。

(4) イノベーションの促進

- ・ 民間事業者や大学・研究機関などと連携し、生分解性の袋を用いた生ごみの分別回収を行い、京北地域のバイオガス化施設で処理し、生成した液肥を地域に還元する地域循環型モデル事業を実施する。(再掲)
- ・ 観光地等の一部にスマートごみ箱を設置し、ごみの散乱防止に取り組むとともに、ごみの収集及び運搬の効率化を図る。

3 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築

(1) 廃棄物処理体制の更なる強靱化に向けた適正処理の推進

- ・ 災害対応も視野に入れた廃棄物処理施設の継続的な維持・更新を行う。
- ・ リチウムイオン電池などの有害危険物の分別に係る周知啓発を行う。

(2) 強靭な災害廃棄物処理体制の構築

- ・ 災害廃棄物の処理に当たる人員や機材、用地等の確保に向けた調整を進める。
- ・ 埋立処分地の延命策の実施に向けた検討を進める。

(3) 高齢者に対するごみ出し支援等の促進

- ・ まごころ収集を行い、高齢者のごみ出しを支援する。
- ・ リサイクル技術等の進展に合わせ、紙おむつの処理方法の検討を進める。

第4章 処理計画

1 ごみ

(1) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

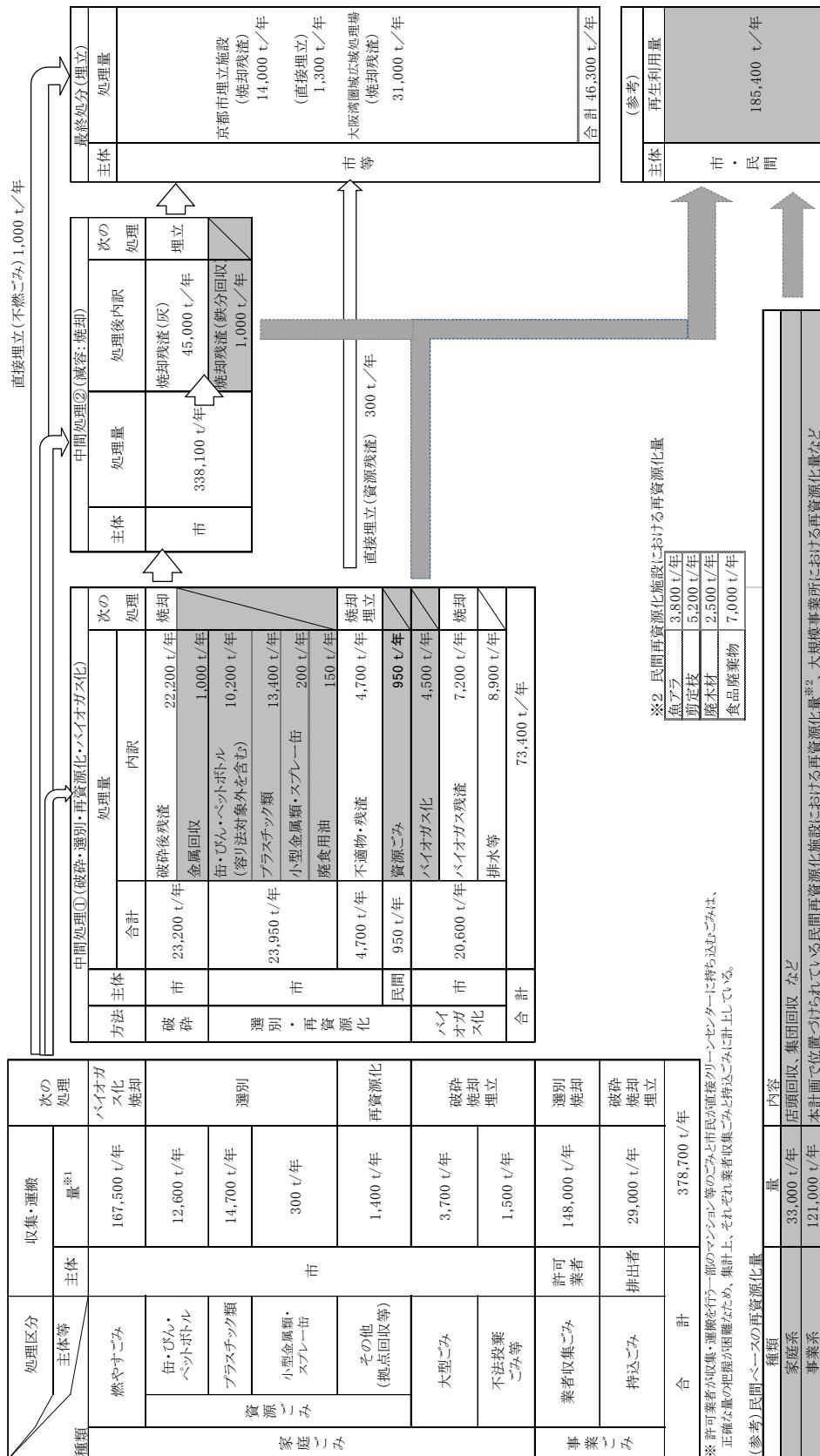


図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域

京都市内全域

イ 収集・運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
東部まち美化事務所	北区、上京区及び左京区	京都市左京区高野西開町 34 番地の 3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区（醍醐管区のみ）	京都市山科区小野弓田町 3 番地
南部まち美化事務所	東山区、下京区及び南区	京都市南区西九条森本町 50 番地
西部まち美化事務所	中京区及び右京区	京都市右京区西院西貝川町 57 番地の 1
西京まち美化事務所	西京区	京都市西京区樅原秤谷町 37 番地
伏見まち美化事務所	伏見区（ただし、醍醐管区を除く）	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
北積替所	北区、上京区、左京区、中京区及び右京区	京都市上京区下清蔵口町 132
西部圧縮梱包施設	北区、上京区、左京区 中京区、右京区、西京区及び伏見区（ただし、醍醐管区を除く）	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地

ウ ごみの区分及び排出・収集方法

(ア) 家庭ごみ（不法投棄ごみ等を除く）

a 定期収集（条例第39条関係（分別義務の対象とするもの））

区分(収集主体)	概要	収集回数	排出方法※1※2	収集方法
燃やすごみ※3	(市)	週 2 回。ただし、精霊送りの供物及び年末年始は、特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）（13ページ*1）により、原則定点に排出。 ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所に排出。	原則、定点収集。 ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集
	(許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	契約に基づき排出場所から収集

概要		収集回数	排出方法 ^{※1※2}	収集方法
区分(収集主体)				
資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	(市)	週1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋(指定袋(14ページ ^{※2}))により、定点へ排出
	プラスチック類		月1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	透明袋(袋に「金属」と記入又は「金属」と書いた紙を貼る)により、定点へ排出
	小型金属類・スプレー缶		月2回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ひもで縛る又は紙袋や透明袋により、定点へ排出
	雑がみ (新聞、ダンボールも含む) ^{※4}	(許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	定点収集後、回収業者に引渡し
	缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶及びプラスチック類		透明袋(無色透明又は白色透明に限る)により、契約に基づく場所へ排出	指定場所にて収集
	新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ	(許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	契約に基づく場所へ排出
大型ごみ		(市)	申込みによりその都度	電話及びインターネット ^{※5} による申込み後、粗大ごみ処理手数料券(シール)を貼付し、指定された場所へ排出

※1 市が収集するごみについては、地域ごとに定める日の朝8時までに排出することとし、排出日は、「収集日マップ」及びごみ分別案内アプリ「さんあ～る」等で市民に周知する。

※2 市収集の定点には、当該定点を最寄りの定点とする土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者。以下「占有者等」という。)であって、当該区分の家庭ごみを許可業者が収集するマンションの居住者でない者に限り排出することができ、事業ごみを排出してはならない。

※3 上表中「資源ごみ」、「大型ごみ」及び16ページ「エ 収集しないごみ」以外の家庭から排出されるごみ。

※4 コミュニティ回収(6ページ第3章2(1)イ(ア)参照)及び古紙回収業者(6ページ第3章2(1)イ(イ)参照)による回収を優先的に活用することを促す。なお、紙パックは分別義務の対象とするものの、市による定期収集は行わず、コミュニティ回収等に加え、店頭回収(6ページ第3章2(1)イ(オ)参照)を活用することも促す。

※5 電話受付に加え、令和5年10月1日からインターネット受付を開始する。

(*1) 燃やすごみに使用する市長が指定する袋

(*1) – a 京都市家庭ごみ有料指定袋（燃やすごみ用）

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン (低密度ポリエチレンを約 10% 使用、バイオマスポリエチレンを 10% 以上使用)	黄色半透明 燃やすごみ用 45ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	
30 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 30ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	市
20 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 20ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 10ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	
5 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 5ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	

(*1) – b ボランティア袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ、落ち葉用 その他市長が指定する文字等	
30 リットル	高密度ポリエチレン (原料の 10% にバイオマスポリエチレンを配合)	ナチュラル半透明 燃やすごみ用 その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 燃やすごみ用 その他市長が指定する文字等	

(*2) 資源ごみ（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック類に限る。）

等に使用する市長が指定する袋

(*2) - a 京都市家庭ごみ有料指定袋（資源ごみ用）

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	低密度ポリエチレン (バイオマスポリエチレンを 10%以上使用)	無色透明 資源ごみ用 45ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	
30 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 30ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	市
20 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 20ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 10ℓ 袋 その他市長が指定する文字等	

(*2) - b ボランティア袋

容量	材質	色、文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

b 拠点回収・移動式拠点回収（分別・リサイクルを促すもの。ただし、11ページaのうち資源ごみ及び大型ごみに該当するもの（下表の＊印の品目の一部）を除き、分別義務の対象としない）

種類等	排出方法 ※1、2	回収方法
古紙（新聞及びダンボール）＊、雑がみ＊、紙パック＊、使用済てんぷら油、古着類、磁気テープ類（ビデオテープ、カセットテープ等）、乾電池、ボタン電池、充電式電池（リチウムイオン電池など）、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、小型家電＊、インクカートリッジ、リユースびん、刃物類、使い捨てライター	市が指定する場所へ排出	拠点回収＊ ¹ 及び移動式拠点回収＊ ²
陶磁器製の食器、木の枝		移動式拠点回収＊ ²

※1 拠点回収の回収場所、回収日時、回収品目については、「資源物回収マップ」及びごみ分別案内アプリ「さんあ～る」等で市民に周知する。

※2 移動式拠点回収の回収場所、回収日時、回収品目については、京都市情報館や地域でのチラシの回覧等で市民に周知する。また、一部の回収では、資源物に加え、有害・危険ごみとして、石油類、医薬品・農薬、化学薬品・塗料・ワックス・絵の具、洗浄剤を回収する。

(イ) 事業ごみ（条例第38条関係（分別義務の対象とするもの））

種類等	排出方法	収集方法＊ ¹
新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ＊ ²	許可業者との契約に基づく場所又は回収業者が指定する場所へ排出又は排出事業者自らが運搬し民間資源化施設へ排出	許可業者が収集、回収業者が直接回収又は排出事業者自らが運搬
上記（新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ）以外＊ ³	産業廃棄物を混入させずに透明袋（無色透明又は白色透明）により許可業者との契約に基づく場所へ排出又は排出事業者自らが本市の焼却施設へ排出	許可業者が収集又は排出事業者自らが運搬

※1 災害等、やむを得ない場合は、市が収集を行うことがある。

※2 事業所から排出される秘密書類及び小学校給食用紙パックについては、別途、本市による回収事業を実施する。

※3 魚アラ、せん定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、分別義務の対象としないが、民間施設における再資源化の促進を図る。

(ウ) 不法投棄ごみ等の収集

区分 概要	収集回数	収集方法
都市美化ごみ	随時	街頭ごみ容器に排出されるごみや道路、河川、公園の清掃によるごみ等、環境保全上、市長が収集の必要性を認めるものを市が収集
不法投棄ごみ	随時	不法投棄箇所から市が収集

エ 収集^{※1}しないごみ（条例第30条関係（排出禁止物））^{※2}

区分	品目の例示
有害な物質を含む一般廃棄物	二次電池（鉛蓄電池、ニカド電池、リチウムイオン電池等）、ボタン型乾電池、PCB使用部品、農薬の入った容器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚泥、腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済注射針・注射器、ガスボンベ、消火器、石油類の入った容器、塗料や溶剤の入った容器、劇物・毒物等の薬品類、多量のマッチ等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、タイヤ、耐火金庫（50cm角以上）、大型モーター、ドラム缶等
家電リサイクル法に定めるもの	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの）、電気冷蔵庫並びに電気冷凍庫及び電気洗濯機並びに衣類乾燥機）
資源有効利用促進法に定めるもの	パソコン（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）

※1 定期収集（p11 1(2)ウ(ア)a）参照

※2 排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため、その排出方法については、環境政策局の指示に従うこと。）

(3) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

(ア) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市南部資源リサイクルセンター	缶、びん及びペットボトル	60 t／日	京都市伏見区横大路千両松町447番地
京都市北部資源リサイクルセンター	同 上	40 t／日	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地
京都市横大路学園	プラスチック類	20 t／日	京都市伏見区横大路千両松町277番地
信和商事	同 上	200 t／日	京都府八幡市八幡久保田1番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 ℥／日	京都市伏見区横大路千両松町447番地
エム・アール・シー	缶、びん及びペットボトル	4.95 t／日	京都市南区上鳥羽麻ノ本町23番地5ほか
エヌズトランス	同 上	3.78 t／日	京都市南区上鳥羽南鉢立町49番地1
カンポ	廃プラスチック類	107.95 t／日	京都市伏見区羽東師古川町403番地1ほか
小島サステナブルフィッシュシリーズ	魚アラ	300 t／日	大阪府岸和田市臨海町16-1
J A京都中央コンポステーション	樹木せん定枝	18.5 t／日	京都市左京区静市静原町1092-2
ヨードクリーン	同 上	55.3 t／日 (破碎) 10.8 t／日 (堆肥)	京都市西京区樅原秤谷町39番地の1ほか
Wood Life Company	木くず	95 t／日	京都市南区東九条南松田町34番地
木材開発	同 上	290 t／日	京都市伏見区横大路千両松町45-1-2
伏見クリエイト	同 上	93 t／日	京都市伏見区久我西出町4番地38
ジェネス	同 上	16.8 t／日	京都市南区上鳥羽石橋町17番地2
大剛	同 上	163.2 t／日	京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7ほか

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都有機質資源	食品廃棄物	252 t／日	京都府長岡京市神足落述 1番地
水口テクノスリサイクルセンター	同 上	22.2 t／日	滋賀県甲賀市水口町松尾 362番地 22ほか
エム・シー・エス	同 上	18.8 t／日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の8
関西再資源ネットワーク	同 上	36 t／日	大阪府堺市西区築港新町 四丁2番5
大栄工業	同 上	40 t／日 (堆肥化) 62.31 t／日 (メタン発酵)	三重県伊賀市真泥字東山 5024-2ほか
植田油脂	同 上	30m ³ ／日	大阪府大東市新田北町 84 番地
日野ドリームファーム	同 上	2.7 t／日	滋賀県蒲生郡日野町大字 西大路 2658番地の1
イガ再資源	同 上	85 t／日	三重県伊賀市西之澤字薄 木谷 1486-6
徳山産業	馬糞	12 t／月	大阪府高槻市原 3018番地

(イ) 破碎施設

施設名称	型式	処理能力	所在地
南部クリーンセンター選別資源化施設	(粗大ごみ) 壊型高速回転破碎機、(弹性ごみ) 壊型切断機	180t／6時間(粗大ごみ 140t／6時間、弹性ごみ 40t／6時間)	京都市伏見区横大路 八反田 29番地
東北部クリーンセンター破碎施設	多軸式低速回転破碎機	80 t／6時間	京都市左京区静市市 原町 1339番地

* 処理過程において鉄分及びアルミ分の回収を行う。

(ウ) 焼却施設

施設名称	型式	処理能力	所在地
南部クリーンセンター	全連続燃焼式	500 t／日	京都市伏見区横大路八反田 29 番地
東北部クリーンセンター		700 t／日	京都市左京区静市市原町 1339 番地
北部クリーンセンター		400 t／日	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町 27 番地

* 東北部クリーンセンターの焼却灰から鉄分の回収を行う。

(エ) バイオガス化施設

施設名称	処理能力	所在地
南部クリーンセンター	60 t／日	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(オ) 余熱利用等

施設名称	余熱利用等
南部クリーンセンター	所内給湯、発電設備（焼却施設：14,000kW×1基、バイオガス化施設：1,000kW×1基）及び横大路体育馆への電力供給
東北部クリーンセンター	所内給湯、暖房及び発電設備（15,000kW×1）
北部クリーンセンター	所内給湯、暖房、発電設備（8,500kW×1）及びやまごえ温水プールへの電力供給

イ 中間処理施設での受入（直接搬入の場合）

(ア) 施設ごとの対象区域及び受入時間

施設名称	対象区域	受入時間	備考
南部クリーンセンター	全 区	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	第2、4土曜日以外の土曜日、日曜日及び年末年始休業日は受入れない。
東北部クリーンセンター			

（事前に施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提出すること。事前予約システム導入（令和5年10月予定）後は、インターネットまたは電話により事前に申込みを行うこと。可燃物、可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して、それぞれ処理施設に搬入すること。ただし、例外的に北部クリーンセンターへ搬入を行う場合は、環境政策局の指示により行うものとする。）

(イ) 受入基準（条例第35条及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第14条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定するパソコン（その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	資源化可能な紙ごみ（新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ）
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
全施設	爆発又は引火のおそれがある廃棄物※ ¹
	可燃物※ ² で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
	不燃物※ ³ で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
焼却施設及び 破碎施設	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
	条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの
特定の廃棄物 の再生を目的 とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

※1：リチウムイオン電池等の充電式電池、石油類、カセットボンベ・スプレー缶等

※2：金属部を除いた家具、生ごみ、紙くず等のそのまま燃えるごみ

※3：ガレキ類、ガラス類、陶磁器類、レンガ、ブロック等の燃えないごみ

(4) 最終処分計画

ア 最終処分施設の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	埋立容量	所在地
東部山間埋立 処分地（エコラ ンド音羽の杜）	1,560,000 m ²	240,000 m ²	3,500,000 m ³ (覆土約 1,000,000 m ³ を除く)	京都市伏見区 醍醐上山田ほか
大阪湾圏域広 域処理場			459,883 m ³ (京都市割当分)	大阪港及び 神戸港

イ 最終処分施設での受入（直接搬入の場合）

排出者等からの直接搬入は原則受け入れない。

ただし、災害により生じた廃棄物等、市が認めるときは受け入れる場合がある。

2 犬、猫等の死体

(1) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

区分	収集・運搬		中間処理			最終処分	
			焼却		埋立		
	主体	収集・運搬量	主体	搬入量	残渣量	主体	処理量
犬、猫等の死体	市	7,500 体／年	市	7,500 体／年	2.0 t／年	市	2.0 t／年
実験用動物の死体等	許可業者	23.0 t／年	許可業者(*3)	23.0 t／年	1.0 t／年 (人工砂として路盤等にリサイクル)	—	
		25.4 t／年	許可業者(*4)	25.4 t／年	1.0 t／年	大阪湾広域処理場	1.0 t／年

(*3) 岐阜県海津市の許可業者

(*4) 兵庫県猪名川町の許可業者

(2) 収集・運搬の概要

概要種類	収集回数	収集の方法
犬、猫等の死体	申込みによりその都度	各戸収集
実験用動物の死体等	排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

(3) 中間処理施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
美濃ラボ (動物汚物焼却炉)	固定式	3.4 t／日	岐阜県海津市今尾 1195 番地の 1
猪名川動物霊園	連続燃焼式	4.6 t／日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

3 し尿及び浄化槽汚泥

(1) 収集・運搬及び処理計画量

区分	収集・運搬			処理	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し 尿	市	6,313 kℓ／年	1,810 世帯	下水道投入	6,313 kℓ／年
浄化槽汚泥	許可業者	7,254 kℓ／年	3,021 世帯	下水道投入	7,254 kℓ／年

(2) 収集・運搬の概要

概要 種類	収集回数	収集の方法
し 尿	概ね月1回	各戸収集
浄化槽汚泥	排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

(し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となって3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。)

(3) 前処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
し尿前処理施設	下水道投入 方式	77kℓ ／日	京都市南区西九条森本町83番地1

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)